

(仮称) 白馬村マナー条例【素案】解説書

文書中、「青字」は本条例の条文、「黒字」は解説、「赤字」は参考法令です。

前文

白馬村は、雄大な北アルプス白馬連峰の麓、たぐいまれな山岳景観と四季折々の豊かで美しい自然に恵まれた山間の村です。

先代住民は、風雪に耐え、厳しい自然環境の中で生活をしていましたが、美しい山岳景観とアウトドアスポーツに適した環境から、登山やスノースポーツを目的とした大勢の観光客が訪れるようになり、今日では、観光を主産業とする世界水準の持続可能なリゾート地を目指す村となりました。

このような時代の流れの中、交流人口の増加や海外からの観光客の来訪が進むにつれて、マナーやモラルの低下を招き、社会規範を無視した行動や地域のルールへの理解不足に起因するトラブル、いわゆる迷惑行為が増加しています。

世界水準の持続可能な観光地を目指す白馬村は、関係する全ての人々が幸せを感じ、快適に過ごせるまちづくりのために、ここを守るべきルールと、してはならない行為を定めた条例を制定します。

「美しい村と快適な生活環境を守る条例（平成27年条例第25号）通称：マナー条例」は、白馬村議会平成27年第4回定例会に提出し、可決成立、12月18日に公布し同日施行しました。啓発ポスターの掲示やチラシの配布とともに、本条例を根拠とした警察のパトロールや指導は一定の効果があげることができたものの、更に増え続ける海外からの観光客の理解不足や、制定当時想定しなかった条例に規定のない迷惑行為の発生が増えてきたこともあり、罰則条項の追加による法的抑止力の強化を望む村民や観光事業者の切実な声に鑑み、今回条例を見直すこととします。

第1章 総則

第1条（目的）

第1条 この条例は、本村が山岳観光地として美しく良好な環境を有している中で、観光客の増加により地域住民や自然環境に負の影響が生じている状況に鑑み、基本理念並びに村、村民、土地所有者等、事業者及び来訪者それぞれの責務を明らかにするとともに、モラル向上とマナー遵守のために必要な事項を定めることにより、快適な生活環境の確保を図り、持続可能な観光地づくりに寄与することを目的とする。

この条例を定める目的を規定します。村、村民、土地所有者、事業者及び来訪者それぞれの責務を定め持続可能な観光地を目指します。

第2条(基本理念)

第2条 この条例は、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

(1) 関係する全ての人々が、それぞれ他人を思いやり、お互いが快適に安心して過ごせる観光地を目指す。

- (2) 村、村民及び事業者は、互いに協力して白馬村を将来にわたり住み続けたい村、次の世代に誇りを持って引き継ぐことのできる村とする使命を自覚し、オーバーツーリズム問題に立ち向かう。
- (3) 本村を訪れる者は、快適に滞在を楽しむとともに、地域の自然、文化及び生活環境を尊重し、社会の一員としての自覚を持ってモラルの向上に努め、マナーを遵守する。

村、村民、事業者、来訪者がともに目指す姿を基本理念として明らかにします。基本理念では、互いを思いやり、次世代に引き継ぎ、快適な生活のできる社会を推進することとしています。

第3条（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民 本村に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 土地所有者等 村内に土地若しくは建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (3) 事業者 本村で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (4) 来訪者 本村を訪れる者及び通過する者をいう。
- (5) オーバーツーリズム 観光客の著しい増加により、地域住民や自然環境に受任限度を超える負の影響が生じる状況をいう。
- (6) 公共の場所 道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供される場所をいう。
- (7) 迷惑行為 第9条から第11条まで及び第13条から第17条までに掲げる禁止行為をいう。
- (8) 落書き 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する建物その他の工作物（以下「他人の所有建物等」という。）に、承諾を得ることなく、みだりにペイント、墨又は油性フェルトペン等により、文字、図形若しくは模様をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは模様をいう。
- (9) ステッカー貼り 公共の場所又は他人の所有建物等に、承諾を得ることなく、みだりにシールやステッカー又はこれらに類する物を貼ることをいう。
- (10) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までをいう。
- (11) 花火 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定する玩具煙火をいう。
- (12) 路上喫煙 公共の場所（喫煙をすることができる場所として当該公共の場所を管理する権限を有する者が指定した場所を除く。）における喫煙（火の付いたたばこを持つことを含む。以下同じ。）をいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、当該自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出することなく、当該行為を行うことを除く。
- (13) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第2種原動機付自転車をいう。

この条例で使用する用語のうち、重要な用語について、解釈や意義を規定します。なお、近年の迷惑行為等の状況から、第 5 号 オーバーツーリズムと第 8 号 落書きを追加しました。

(第 5 号) オーバーツーリズムは、観光客の増加による騒音、ごみ問題、自然環境の悪化、村民の生活への悪影響などを引き起こします。また、観光地の持続可能性を脅かす深刻な問題ですので、新たにオーバーツーリズムについて規定します。

(第 11 号) 「玩具煙火」とは、玩具として用いられる煙火（花火）、その他のこれに類する煙火であつて、家庭で子どもたちが遊ぶような手軽で小さな花火やロケット花火などのことを指します。

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「火薬類」とは、左に掲げる火薬、爆薬及び火工品をいう。

2 この法律において「がん具煙火」とは、がん具として用いられる煙火その他のこれに類する煙火であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）

（火工品の指定）

第 1 条の 5 法第 2 条第 2 項に規定するがん具煙火は、次の各号に掲げるものとする。

1 がん具として用いられる煙火

イ 炎、火の粉又は火花を出すことを主とするもの

（略）

ロ 回転することを主とするもの

（略）

ハ 走行することを主とするもの

（略）

ニ 飛ばしようにすることを主とするもの

（略）

ホ 打ち揚げることを主とするもの

（略）

ヘ 爆発音を出すことを主とするもの

（略）

ト 煙を出すことを主とするもの

（略）

チ その他

へび玉であつて、火薬 5 グラム以下のもの

(第 12 号) 路上喫煙とは、公道上ばかりでなく誰もが利用できる場所で、火のついたたばこを持つことと規定します。ただし、自家用の自動車内で外に煙が出ない行為は除きます。

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

9 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

（自動車の種類）

第 3 条 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の高さを基準として、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）、普通自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）及び小型特殊自動車に区分する。

（第 13 号）自動車等の規定です。

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）

（定義）

第 2 条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）

（原動機付自転車の範囲及び種別）

第 1 条 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項の総排気量又は定格出力は、次のとおりとする。

2 前項に規定する総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車のうち、総排気量が 0.050 リットル以下（二輪を有するものであつて、最高出力が 4.0 キロワット以下のものにあつては、0.125 リットル以下）又は定格出力が 0.60 キロワット以下のものを第一種原動機付自転車とし、その他のものを第二種原動機付自転車とする。

第 4 条（村の責務）

第 4 条 村は、この条例の目的を達成するため、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保に必要な施策を計画的に実施しなければならない。

2 村は、村民、土地所有者等、事業者及び来訪者に対して、迷惑行為がない快適で良好な生活環境を確保することに関し理解を求め、前項に規定する施策の周知を図るとともに、自主的な取組の促進を図る責務を有する。

この条例の実現のために村の果たすべき役割を規定します。村は、この条例の目的を達成するために施策の計画的実施と、条例を周知し、その実行を促すことが規定されます。

第 5 条（村民の責務）

第 5 条 村民は、自らモラル向上とマナー遵守に努め、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保に努めるものとする。

2 村民は、この条例に定める禁止行為の防止について理解を深めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する村の施策に協力しなければならない。

この条例の実現のために村民が自らの責任で主体的に果たすべき役割を規定します。

第6条（土地所有者等の責務）

- 第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地若しくは建物（以下「所有不動産等」という。）及びその周辺の環境美化に努めなければならない。
- 2 土地所有者等は、所有不動産等を使用する者にこの条例に定める禁止行為の防止について周知を図る等、この条例の目的を達成するために実施する村の施策に協力しなければならない。
- 3 土地所有者等は、所有不動産等が次の各号のいずれかに該当する状態にならないよう、適正に管理しなければならない。
- (1) ごみの不法投棄を誘発し、又は犯罪若しくは火災の発生を誘発する等、村民の生活環境に支障を来す状態
 - (2) コンサート、祭礼その他屋外催物により、騒音を発する等、村民の生活環境に支障を来す状態
 - (3) 有害鳥獣又は害虫の発生、繁殖若しくは飛来を誘引する等、村民の生活環境に支障を来す状態
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、周囲の良好な生活環境を著しく損なう状態

この条例の実現のために土地所有者が自らの責任で主体的に果たすべき役割を規定します。条例の目的達成のためへの協力や、自己の所有地の適正管理に対する具体的な事項を明記しました。

土地基本法（平成元年法律第84号）

（土地所有者等の責務）

第6条 土地所有者等は、第2条から前条までに定める土地についての基本理念（以下「土地についての基本理念」という。）にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。

3 土地所有者等は、国又は地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

第7条（事業者の責務）

- 第7条 事業者は、その事業活動によって良好な生活環境を損なうことのないように努めなければならない。
- 2 事業者は、この条例に定める禁止行為の防止について理解を深めるとともに、村民や従業員及び来訪者に周知を図る等、この条例の目的を達成するために実施する村の施策に協力しなければならない。

この条例の実現のために事業者が自らの責任で主体的に果たすべき役割を規定します。

土地基本法（平成元年法律第84号）

（事業者の責務）

第8条 事業者は、土地の利用及び管理並びに取引（これを支援する行為を含む。）に当たっては、土地についての基本理念に従わなければならない。

2 事業者は、国及び地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

第8条（来訪者の責務）

第8条 来訪者は、モラル向上とマナー遵守に努め、迷惑行為のない快適で良好な滞在環境の確保に協力するものとする。

2 来訪者は、この条例に定める禁止行為の防止について理解を深めるとともに、この条例の目的を達成するために実施する村の施策に協力しなければならない。

条例の実現のために来訪者が自らの責任で主体的に果たすべき役割を規定します。白馬村の美しい自然景観や、心地よい山岳リゾートの環境を維持するために、住民や事業者ばかりではなく、白馬村を愛し訪れる来訪者にも理解と協力を責務とします。

第2章 禁止行為等

第9条（落書き及びステッカー貼りの禁止）

第9条 何人も、落書き及びステッカー貼りをしてはならない。

近年、白馬村でも橋の欄干やトンネルの壁の落書きが増えている現状に鑑み、落書きについて禁止する条を設けます。落書きは刑法第 261 条の器物損壊罪に当たる可能性があります。他市町村でも観光客が道路標識などにステッカーを貼ることがあり問題になっています。

刑法（明治 40 年法律第 45 号）

（器物損壊等）

第 261 条 前 3 条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第 10 条（深夜の花火禁止）

第 10 条 何人も、深夜に公共の場所において、花火をしてはならない。

深夜であっても、自分の所有地（自宅等）での花火を禁止するのは法令上、困難であるため、公共の場所における禁止にとどめます。深夜に公共の場での花火を禁止しますが、公共の場でなくても大きな音のする花火は次条で禁止されます。

民法（明治 29 年法律第 89 号）

（所有権の内容）

第 206 条 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

第 11 条（深夜の騒音の禁止）

第 11 条 何人も、深夜にみだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

2 何人も、深夜に住宅の集合している地域、集合住宅内又は公共の場所において、屋内外を問わず、音響機器音、楽器音又は人声等により、45デシベルを超える音（以下「騒音」という。）を発生し、又は発生させて、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

イベントを含む深夜における騒音については、適切な規制を求める声が上がっていることから、深夜の騒音について規定します。

（第2項）住宅の集合している地域や集合住宅とは、周囲半径200m以内に人家が約10軒以上ある場合を考えています。

参考：鳥獣保護法の「他人家稠密ノ場所（たにんけちようみつのばしょ）」における銃猟を禁止しているのは、このような場所において銃器を使用して狩猟を行うことが他人の生命、身体等に危険を及ぼすおそれがあるため、これを防止することにあるので、周囲半径200m以内に人家が約10軒あるときは、「他人家稠密ノ場所」にあたるとされました（最判平成12年2月24日）。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

（銃猟の制限）

第38条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第1項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻醉銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。

環境基本法による「環境省の告示」では、主に住宅地として利用される地域での夜間の騒音は45デシベル以下が望ましいとされています。

また長野県が出している「良好な生活環境の保全に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する規制基準等」では、白馬村のように都市計画法用途地域が指定されていない区域の規制基準は45デシベルで、この条例と同じになっています。

環境基本法（平成5年法律第91号）

第16条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

環境基本法第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。（改正 平成24年3月30日環告54）

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型：専ら住居の用に供される地域、主として住居の用に供される地域

基準値（夜間）：45デシベル以下

良好な生活環境の保全に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する規制基準等（昭和48年3月30日県条例第11号）

1 規制時間：午後11時から翌日の午前6時まで

3 規制内容：規制対象の施設から次の規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

（1）規制区域：都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域が指定されていない区域

第 12 条（深夜行事における騒音の規制）

第 12 条 前条の規定にかかわらず、深夜に騒音を発生させる催物を開催する場合、事前に村長に対し催物の開催場所及び開催時間等を申し出ることにより、村長が特に支障がないと認めた場合には、開催することができる。

施行規則で、深夜行事申請書などの運用方法を定めます。

第 13 条（路上スキーの禁止）

第 13 条 何人も、道路において、スキーやスノーボードをし、又はこれらに類する行為をしてはならない。

道路交通法第 76 条第 4 項第 3 項の「これらに類する行為」として、白馬村ではスキーやスノーボードを例示しました。「交通のひんぱんな道路」の基準は、道路交通法では定められていません。しかし、道路の広さ、通行する歩行者や車両の量、時間帯などを考慮して判断されます。また、狭い道路や、歩道と車道の区別がない道路は、交通量が多くなっても「交通のひんぱんな道路」と判断されやすい傾向があります。

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

（禁止行為）

第 76 条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

3 交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

第 14 条（歩行中の禁止行為）

第 14 条 何人も、道路において、歩行中に飲酒をしてはならない。

2 何人も、路上喫煙をしてはならない。

3 何人も、明らかに交通の妨げになる道幅を占有して歩行してはならない。

（第 2 項）路上喫煙は周囲の人が望まない受動喫煙をするおそれや、火傷や衣服の焼け焦げなどの被害が発生するおそれがあり、吸い殻のポイ捨ては、景観を損ねるだけでなく、火災の原因にもなりかねません。

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

（国及び地方公共団体の責務）

第 25 条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

軽犯罪法（昭和 23 年法律第 39 号）

第 1 条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

- 27 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（投棄禁止）

第 16 条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

（第 3 項）道路において交通の妨害になるような泥酔によるふらつき歩行や座り込む等の行為は、道路交通法第 76 条第 4 項で規制されています。

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

（禁止行為）

第 76 条 何人も、信号機若しくは道路標識等又はこれらに類似する工作物若しくは物件をみだりに設置してはならない。

4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

- 1 道路において、酒に酔って交通の妨害となるような程度にふらつくこと。
- 2 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまっていること。

第 15 条（酒類の提供禁止）

第 15 条 酒類の提供を伴う飲食店（以下「酒類提供店」という。）は、午前 2 時から午前 6 時までの間、営業を行ってはならない。

2 酒類提供店は、営業時間内であっても、酩酊者への酒類の提供等、過度な提供をしてはならない。

3 酒類提供店は、営業時間内であっても、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔って粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

酒類の提供に関しては、午前 2 時から午前 6 時まで禁止とします。また、第 2 項 酩酊者への提供禁止、第 3 項 飲酒による他者への迷惑行為を予防するなど、提供者の責務についても規定します。酩酊者が公共の場で迷惑行為をした場合、本人だけでなく、酒類提供店も責任を問われる可能性があります。

営業の自由との関係で規制は悩ましいのですが、この規制によって守られる不特定多数の人々の利益と必要性かつ合理的な範囲内の手段であれば適法であると考えました。

酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和 36 年法律第 103 号）

（罰則等）

第 4 条 酩酊者が、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をしたときは、拘留又は科料に処する。

3 第 1 項の罪を教唆し、又は幫助した者は、正犯に準ずる。

日本国憲法

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

「職業選択の自由」には、自己の選択した職業を遂行する自由、すなわち「営業の自由」も含まれるものと考えられています（厚生労働省）。

第 16 条（冬期における迷惑運転等の禁止）

第 16 条 何人も、自動車等を運転するあたり、次の各号に定める運転行為（以下「迷惑運転等」という。）をしてはならない。

(1) 積雪又は凍結している道路を走行する場合に、当該道路状況や交通及び当該車両等の状況に応じることなく、交通事故を発生させ、又は運転者や他人に危害を及ぼすような態様で、次のいずれかに掲げる行為を行うこと。

ア 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 24 条（急ブレーキの禁止）の規定の違反となるような行為

イ 道路交通法第 26 条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為

ウ 道路交通法第 26 条の 2（進路変更の禁止）の規定の違反となるような行為

エ 道路交通法第 28 条（追越しの方法）第 1 項又は第 4 項の規定の違反となるような行為

オ 道路交通法第 70 条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

カ その他道路交通法の各規定に違反する行為のほか、上記各規定に類する危険な運転行為

(2) タイヤ・チェーン又は防滑タイヤ（滑り止めの性能を有するタイヤをいう。以下この号において同じ。）を用いる等滑り止めの処置を講ずることなく、積雪又は凍結している道路を走行すること。

(3) 自動車等の車体及び積荷等の積雪が走行時に飛散し、又は落下することにより、交通に危険を及ぼし、又は及ぼすおそれのある状態で自動車を運転すること。

近年はレンタカーなどを利用する観光客が増加し、雪道運転に不慣れなための事故や、海外からの観光客の場合は、日本の交通ルールを理解していないことによるものと思われる事故が多発しています。降雪地帯である白馬村の特性を踏まえて、積雪・凍結した冬道での運転は危険なため、冬期における運転行為について規定します。見出しの「冬期」は 12 月 1 日から 3 月 31 日を想定しています。ほぼ道路交通法や長野県道路交通法施行細則に規定されていることですが、改めて注意を促すために規定しました。

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

（急ブレーキの禁止）

第 24 条 車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。

（車間距離の保持）

第 26 条 車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

（進路の変更の禁止）

第 26 条の 2 車両は、みだりにその進路を変更してはならない。

- 2 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。
- 3 車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を変更してはならない。
 - 1 第40条の規定により道路の左側若しくは右側に寄るとき、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のためその通行している車両通行帯を通行することができないとき。
 - 2 第40条の規定に従うため、又は道路の損壊、道路工事その他の障害のため、通行することができなかつた車両通行帯を通行の区分に関する規定に従つて通行しようとするとき。

(追越しの方法)

第28条 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両（以下この節において「前車」という。）の右側を通行しなければならない。

- 4 前3項の場合においては、追越しをしようとする車両（次条において「後車」という。）は、反対の方向又は後方からの交通及び前車又は路面電車の前方の交通にも十分に注意し、かつ、前車又は路面電車の速度及び進路並びに道路の状況に応じて、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

(安全運転の義務)

第70条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

長野県道路交通法施行細則（昭和35年12月19日公安委員会規則第4号）

(運転者の遵守事項)

第14条 法第71条第6号の規定により公安委員会が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (2) 積雪又は凍結している道路において自動車（二輪のものを除く。）を運転するときは、タイヤ・チェーン又は防滑タイヤ（滑り止めの性能を有するタイヤをいう。以下この号において同じ。）を用いる等滑り止めの処置を講ずること。この場合、タイヤ・チェーンを用いるときは両側の後輪（前輪駆動により走行するものは前輪）、防滑タイヤを用いるときは全輪とすること。
- (3) 自動車の車体及び積荷等の積雪が走行時に飛散し、又は落下することにより、交通に危険を及ぼし、又は及ぼすおそれのある状態で自動車を運転しないこと。

第17条（無断駐車の禁止）

第17条 何人も、土地所有者等から許可を得ないまま、他人の所有地等に自動車等を駐車してはならない。

罰則を規定するため、「他人の土地に許可なく駐車禁止」と客観的な判断基準を規定します。

第18条（景観や生活環境を損なう行為の禁止）

第18条 何人も、第9条から第11条まで及び前5条に掲げる禁止行為のほか、白馬村の美しい景観や快適な生活環境を著しく損なう行為をしてはならない。

「第2章禁止行為等」の総まとめです。美しい景観と快適な生活環境は、相互に関連していて、どちらか一方を欠いても、真に豊かな生活を送ることは難しいでしょう。

「第2章禁止行為等」は、村、村民、土地所有者等、事業者、来訪者の全ての人たちが「第1条（目的）」の快適な生活環境の確保を図り、持続可能な観光地づくりに寄与することの実現に向けて、してはならない行為を規定しています。

第3章 啓発及び村民活動の促進

第19条（広報啓発活動等）

第19条 村は、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を確保するため、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を関係機関と連携して実施するものとする。

村は、広報はくば、ホームページ等で条例の周知をします。

第20条（村民活動の促進）

第20条 村は、村民、土地所有者等、事業者及び来訪者によるモラル向上とマナー遵守に関する自発的な活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

村は、ポスター、ちらし等を作成して事業者、来訪者等に配布し、この条例のルール順守を促します。

第4章 その他罰則等

第21条（指導又は勧告）

第21条 村長は、第9条から第11条まで及び第13条から第18条までの規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正するために必要な指導若しくは勧告をすることができる。

村長は、第9条（落書き及びステッカー貼りの禁止）、第10条（深夜の花火禁止）、第11条（深夜の騒音の禁止）、第13条（路上スキーの禁止）、第14条（歩行中の禁止行為）、第15条（酒類の提供禁止）、第16条（冬期における迷惑運転等の禁止）、第17条（無断駐車禁止）、第18条（景観や生活環境を損なう行為の禁止）の規定を守らない者に対して指導又は勧告ができます。

第22条（命令）

第22条 村長は、前条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由なく村長の指導又は勧告に従わないときは、その者に対し当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

村長は、第21条で指導又は勧告をしても守らない者に対して命令ができます。

第 23 条 (罰則)

第23条 次の各号に定める者は、法令に別段の定めのあるものを除き5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条(落書き及びステッカー貼りの禁止)の規定に違反した者
- (2) 第10条(深夜花火の禁止)、第11条第2項(深夜の騒音の禁止)、第14条第1項(歩行飲酒)、同条第2項(路上喫煙)又は第17条(無断駐車 of 禁止)の規定に違反して、かつ、前条の規定による命令に違反した者
- (3) 第13条(路上スキーの禁止)の規定に違反した者
- (4) 第16条(冬期における迷惑運転等の禁止)の規定に違反した者

法律や規則で特別に定められている場合を除いて、基本的にこの罰則が適用されます。

(第1号) 落書き及びステッカー貼りの禁止は、刑法第261条の器物損壊罪による罰則の対象となると解されています。

(第2号) 深夜花火の禁止、深夜の騒音の禁止、歩行飲酒、路上喫煙、無断駐車 of 禁止は、他の法律で罰則規定が存在しないと思われますので、指導又は勧告、命令を経ても違反のあるときの罰則とします。

(第3号) 路上スキーの禁止は、道路交通法第76条の禁止行為による罰則の対象となると解されています。

(第4号) 冬期における迷惑運転等の禁止は、道路交通法や長野県道路交通法施行細則による罰則の対象となると解されています。

第 24 条 (両罰)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務を処理し、本条例に定める違法行為をした場合は、現実 to その行為を行った者が罰則の適用を受けますが、その他にその法人又は人に対しても罰金刑を課することとしたものです。

第 25 条 (委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、村長が規則で定める。

この条例の施行について必要な事項は、白馬村マナー条例施行規則で定めます。

1. 条例の施行期日

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 23 条及び第 24 条の規定は、周知期間を考慮して令和 年 月 日から施行します。

2. その他

「美しい村と快適な生活環境を守る条例（平成27年白馬村条例第25号）」の全部改正により、今回の「白馬村マナー条例」から外れた条項については「快適な環境づくり条例（仮）」及び「空き家適正管理条例（仮）」で制定します。

以 上